

第44回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

◆ 日 時 : 平成29年5月16日(火) 10時00分~11時30分

◆ 場 所 : 市役所本庁舎 2階 第一委員会室

◆ 出席者 : 《審議会委員》(12名/16名)

伊藤 勝衛 宮城管内町内会長連絡会理事

岩松 廣行 作並温泉旅館組合組合長

内田 美穂 東北工業大学工学部准教授

櫻井 雅之 宮城県土木部長(代理:技術参事兼河川課長 茂泉博史)

亀井 義広 (公社)仙台青年会議所副理事長

近藤 初音 (公財)日本野鳥の会宮城県支部

佐々木 卿 北部広瀬川愛護推進協議会会长

西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部

高村 裕平 国土交通省東北地方整備局河川部長(代理:河川環境課長 平山孝信)

嶺岸 健二 広瀬名取川漁業協同組合理事

◎宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授

○山田 一裕 東北工業大学工学部教授

(◎:会長 ○:副会長)

《事務局》

村上 貞則 建設局長

佐野 直樹 建設局次長

岡本 一郎 建設局百年の杜推進部長

高橋 英樹 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長

岡田 真之 建設局百年の杜推進部公園課長

相田 英輝 環境局環境部環境対策課長

大友 修 青葉区宮城総合支所道路課長(代理:道路課主幹 太田章寛)

菅野 明彦 建設局百年の杜推進部河川課長

杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長

◆ 欠席者 : 有働恵子委員、斎藤哲委員、瀬川久美委員、畠山裕太委員(4名)

◆ 司会 : 河川課長

<次第>

1 開会

2 議事

(1)「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方」答申案について

(2)落合四丁目1号線道路新設工事について

(3)地震予知センターの建替に伴う特別環境保全区域内の行為について

3 閉会

	<p>(開会)</p> <p>河川課長 ただ今から「第44回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。</p> <p>《配布資料の確認》 《新規委員の紹介》 《事務局異動者の紹介》</p>
河川課長	これ以降の進行は条例施行規則第5条第1項の規定にもとづき、宮城会長にお願いする。
宮城会長	<p>(議事)</p> <p>議事の前に確認する。まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。</p>
	委員了承
宮城会長	<p>それでは公開とする。</p> <p>傍聴されている方は、会議の円滑な運営を図るため、会議中の注意事項を厳守いただくようご協力をお願いする。</p> <p>次に今回の議事録の署名についてだが、アイウエオ順で委員の方1名に代表してお願いしている。これまで伊藤委員、内田委員、有働委員、亀井委員にお願いしており、今回は近藤委員にお願いしたいが、よろしいか。</p>
	近藤委員 了承
宮城会長	<p>(議事(1) 「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方」答申案について)</p> <p>続いて議事に入る。「(1) 「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方」答申案について」。</p> <p>こちらは、審議案件となるので、専門委員会で検討してきた結果について山田委員長より説明いただき、委員の皆様からご意見を伺い、最終的な答申としてまとめることとなる。</p>
山田副会長	<p>専門委員会 検討結果報告</p> <p>(資料3にもとづき、山田副会長(専門委員会委員長)から説明)</p>
広瀬川創生室長	<p>補足説明</p> <p>(資料3にもとづき、事務局から補足説明)</p>

宮城会長	それでは審議に入る。何か意見はあるか。
岩松委員	条例の保全区域の範囲はどこからどこまでか? 上流端と下流端はどこか教えてほしい。
広瀬川創生室長	環境保全区域としては、下流端は宮沢橋、上流端は柿崎橋が範囲となる。 水質保全区域としては、広瀬川の全域となる。
宮城会長	<p>検討結果について非常に緻密に説明をしていただいた。</p> <p>まず、条例を振り返ってみると、40年前に作ったルールはそれなりにちゃんと機能していると言える。</p> <p>その中で、広瀬川の川沿いの全体の緑をより豊かにし、生態系のポテンシャルをより高くするという部分については、残念ながら、土地の使い方についての方針がみどりの骨格を作る方向への促しという点では、そこまでのことを設定していなかった状況にある。</p> <p>資料中の現状の評価のとおり、自然環境の保全という点でいうと○、自然環境の喪失という点でいうと△という事である。</p> <p>これを踏まえて、条例制定から40年が経った現在、仙台市民が日常に接する、とても美しい、素晴らしい自然として、100万人の大都市の真ん中を流れている広瀬川をより豊かなものにしていくという方針で去年1年間考えてきた。</p> <p>前段となる色々な議論まで含めると、過去2、3年かけてやってきたことである。その結果、土地の緑化を促す仕組みを作ろうという事が（資料3-1の）3の①に示されている。</p> <p>裸地の状態であっても、面積さえ確保してあればそれでいいですよと言ってきたのがこれまでである。</p> <p>今回は、広瀬川の景観を豊かにするという方向に向かって、より積極的に意思を持って自分の土地に木を植えていこうというような方には、それなりのインセンティブを示すということが、土地の緑化を促す仕組みという事で、評価する面積の割増を行うという提案をしている。</p> <p>（資料3-1の）3の②については、保全する土地の面積割合について、従来のルールでは、特別環境保全区域であっても、第一種、第二種環境保全区域であっても一律に30%という網がかけられていた。</p> <p>都市計画のルールの一つに建ぺい率があるが、それと見比べてみると、値を一律に設定していることは、きめ細かい配慮に目が行き届いていなかったという反省をしている。</p> <p>建ぺい率についての詳細はこの場では省略するが、建ぺい率のルールは都市計画法に則っているので、それに準拠するような形で、保全する土地の割合を特別地区については少し高めに、第二種については若干低めに、というように、場所に応じてレベル分けをしてきめ細かく考えさせていただいた。</p>

	<p>都市計画のやり方に準拠するような形で設定したということである。 委員の皆様方からご意見ご質問があればいただきたい。</p>
岩松委員	<p>この制度に罰則はあるのか。</p>
広瀬川創生室長	<p>無許可で家を建てたり木を切ったりした場合には罰則があるが、今まで罰則を適用したことはない。 例えば、木を切ってしまった場合は、復植してもらうよう話をして、最終的には復旧してもらう形で、市民の方のご理解とご協力をいただきながら進めている。</p>
岩松委員	<p>この問題について一般市民へどこまで周知されているか疑問がある。 私も今日初めて知ったが、建築確認申請をする専門家の方しか知らないのではないかと思う。</p>
山田副会長	<p>今回の改定については、今は骨子をまとめて、これから周知を図っていく段階となる。 市民の方々はもちろん、許可申請をされる事業者の方々にも分かりやすいようにガイドブックや説明資料などを作り、これからしっかりと周知をしていくということになる。 広瀬川条例自体は、制定から40年が経ち、既に知られていることと思うので、改定内容についてはこれから細やかに説明をしていくという事でご理解いただければと思う。</p>
広瀬川創生室長	<p>審議会より答申を頂いたあと、一般市民の方からパブリックコメントを募集し、意見を聞きながら具体的な基準改正へと進んでいくという事で考えている。</p>
山田副会長	<p>条例が制定されてからの40年間の成果はなんなのかという事を、市民の方々にも分かりやすく説明する材料を提供するために、資料3-4のとおり、広瀬川の景色として代表的なピューポイントをいくつか抽出し、そこから見える景色がどう変わってきたか、これからどう変わるのが、景観要素の中心となる緑の量がどのように変わっていくのか、これからどうなるのかをイメージしながらまとめた。こういった資料をあわせて公開し、周知を図っていくという流れになろう。</p>
河川課長	<p>今まであまり条例の制限が知られてなかつたのではないかという話については、今日ご議論いただいていることは、建築行為に係る制限の部分なので、対象者が保全区域の範囲の方々に限られてくるのはやむを得ない面はある。 ただ、広瀬川を守るという理念などについては、広く皆さんに周知させていただいてきたと思う。</p>

岩松委員	広瀬川清流条例はあるが、名取川清流条例はないのか。
河川課長	ない。
岩松委員	条例を作る考えはないのか。
河川課長	<p>仙台市においては、河川をきれいにしようという思いの中で、七北田川水系の梅田川での清掃活動などに取り組んできている。</p> <p>広瀬川の清流を守る条例は、昭和40年代にきれいな広瀬川を取り戻したいという思いからつくられ、水質の基準と併せて自然的環境を保全していこうというものである。</p>
岩松委員	<p>私の父が仙台東保健所の衛生課長時代に梅田川河川浄化推進協議会を行って川をきれいにしようという運動をしていた。</p> <p>その後、広瀬川の河川浄化推進協議会をたちあげた。河川浄化には非常に思い入れがある。</p> <p>七北田川、名取川と市内の河川はいろいろあるが、すべての河川をきれいにし、そしてさらに、ただきれいにするだけではなくて、景観まで大事にしようという、かなりレベルの高い取組を、ぜひ全河川について同じ様に条例化することをご検討いただければと思う。</p>
宮城会長	この審議会では広瀬川に特化して取り組んでいるが、行政としては十分に検討に値することだと思うので、方向性としてこれから先につないでいくように検討してほしい。
河川課長	はい。
宮城会長	<p>広瀬川については、昔、中学1年生の夏休みに、非常に狭い範囲のことだが、水質調査を地区内で行った。その結果は1cm³当たりの大腸菌が10万を超えるほどだった。</p> <p>それから比べれば、今は素晴らしい良くなつたと思う。</p> <p>しかし、良くなつたことで、多くの市民が、広瀬川の価値をともすれば当たり前のこととして忘れてしまっているようにも思う。</p> <p>これを機会に広瀬川の価値を広く知っていただきたい。</p> <p>土地を利用するという方にきめ細かい対応をさせていただくという事で検討してきた。</p> <p>ここで賛否をとるようなものではないが、出来るだけ多くの方からご意見を頂いた方がありがたい。</p>

近藤委員	<p>内容を見て、とても緻密にできていると思った。</p> <p>また、40年間で緑がついぶん守られてきているのがよく分かった。</p> <p>緑化に関する事では、どのような木を植えるのかが大事である。</p> <p>例えば山の中にレンギョウが植えられるなど、場違いなものが植えてあると思ったことがあった。</p> <p>やはり、広瀬川に合うような木が植えられるようにしてほしい。</p> <p>また、野鳥の会では、毎月、竜の口と広瀬川から野鳥を観察しており、膨大な記録があるが、今でも20~30種類の野鳥、今ははやぶさを見かけることもできる。広瀬川はとても大事な財産だと思う。</p> <p>見えなくなってしまった鳥もいるが、繁殖しているものもいる。</p> <p>洪水の影響もあるので中洲の木はしょうがないが、簡単に木を伐採しないことはもちろん、小鳥の為に実のなる木を植えるなど、木の種類などにも配慮して景観を考えていきたい。</p>
河川課長	<p>仙台市が杜の都と言われるもととなった屋敷林で実のなる木を植えていったことにも通じる話だと思う。</p> <p>専門委員会の議論の中でもその部分には触れられ、これから環境保全の方向性を指し示していくご意見をいただき、仙台固有の樹種などをいろいろご案内していきたいと話をした。</p>
近藤委員	<p>川だけではなく、魚や昆虫、ホタルなど、そういうものも含めての広瀬川の景観だと思うので大事にしてほしい。</p>
峰岸委員	<p>今回の話は緑化が中心だが、我々組合からすれば、魚にとって一番大事なのは水質であり、水質も含めての清流保全だと思う。</p>
	<p>汚水、下水の問題でいろいろあるが、水質についても継続的な調査によりデータを残していくなどして、水質も清流そのものですよと胸を張って言えるような広瀬川となってほしい。</p>
宮城会長	<p>今回の論点は土地の使い方に関する事が主題だが、水質についても何か考えはあるのか。</p>
河川課長	<p>もとより、清流を守る条例は水質の保全と自然環境の保全の二本柱で構成されている</p> <p>水質については、通常は1リットルあたり5mgというBOD濃度を3mgとするなど、環境基準よりも、より上乗せされた厳しい排出基準となっている。</p> <p>広瀬川浄化センターの下水もそのような形で、よりきれいな水で排出している。</p> <p>下水道には合流区域があり難しいところもあるが、同じ建設局内なのでいろいろ話をていきたい。</p>

宮城会長	<p>それでは、資料4-2が答申の案の書面となり、清流保全審議会の名前で「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方について」(答申)が作られている。</p> <p>この答申案を認めていただけるか。</p>
	一同承認
宮城会長	この通り答申をするという事でまとめる。よろしくお願ひする。
宮城会長	(議事(2) 「落合四丁目1号線道路新設工事について」) 次に、2件目の「落合四丁目1号線道路新設工事について」、事務局から説明をお願いする。
河川課長	概要説明
宮総道路課	(資料5にもとづき、青葉区宮城総合支所道路課から説明)
岩松委員	道路の幅員は5mという事だが、これは双方向通行か？一方通行か？
宮総道路課	双方向通行である。
岩松委員	歩行者の通行については危険だと思うが、地元とは話をしているか
宮総道路課	事前に町内会と協議している。 復興公営住宅の脇の道路と団地内の道路の幅員が5mであり、これらを繋ぐこととなるため、歩道の設置は出来ないが、交通量自体が多くないものと見込まれるので、歩行者の通行範囲はカラー化を行って視覚的に明示して対応する。
宮城会長	(議事(3) 「地震予知センターの建替に伴う特別環境保全区域内の行為について」) 次に、3件目の「地震予知センターの建替に伴う特別環境保全区域内の行為について」、事務局から説明をお願いする。
河川課長	概要説明
広瀬川創生室長	(資料6にもとづき、河川課から説明)
西山委員	今回、渓谷側に緑化、復植されるという事で、景観的にもいい方向に向かうも

	<p>のと拝見していた。</p> <p>(資料6の) 3ページ目の「計画の概要」で伐採する部分が示されているが、現況で樹林となっている法面については、出来れば表土を保全して、新しい法面に復植する際に利用してもらえばいいと思う。配慮をよろしくお願ひしたい。</p>
河川課長	<p>建築物がある中で土の仮置きのための空間を確保することは難しそうだが、工事を行う東北大学に伝える。</p>
山田委員	<p>計画の内容については特に異論はない。</p> <p>このあたりは猛禽類などの貴重種がいるので、ぜひその生息に配慮を頂きたい。</p> <p>建築工事のスケジュールを、そういう猛禽類の増殖にできるだけ影響を与えないように配慮した計画としていただきたい。</p>
河川課長	<p>地下鉄東西線の建設の際にも、同じような部分で意見をいただき、いろいろな配慮をしてきた。そのあたりも含めて話をていきたいと思う。</p>
宮城会長	<p>他に意見がなければ本日の議事は終了とし、マイクを事務局にお返しする。</p>
河川課長	<p>今回の議事に関するご意見はあるか。</p>
岩松委員	<p>仙台市の大きな河川は、合併前は広瀬川しかなかったが、今はいろいろな河川がある。</p> <p>この条例を改正し、他の河川、例えば名取川、梅田川、七北田川等にも適用するという項目を入れるだけでもできるのではないか。</p> <p>せっかく素晴らしい条例があるので、公平を期するためにも、他の河川にも援用する方向でご検討いただければと思う。</p>
河川課長	<p>広瀬川については、宮城会長にもお話しをいただいたとおり、仙台市の中心部を流れるという点で仙台市民の憩いの場としてのシンボリックな扱いをさせていただいている。</p> <p>当然七北田川や名取川も仙台市を流れる川ではあるが、今のところはそこまで広げることは考えていなかった。</p> <p>しかし、将来に向けてのご意見として頂戴したいと思う。</p>
岩松委員	<p>関心の度合いがより大きくなるのではないかと思う。</p>
河川課長	<p>河川に関する水質の浄化という部分に関しては、河川愛護会があり、50年という歴史を持ち梅田川の浄化に取り組んでいる。</p> <p>仙台市としても、国内でも有数の歴史を持つ取組だと認識している。</p>

	広瀬川という部分だけを特化するのではなく、仙台市全域の河川にというご意見については、受け止めてまいりたい。
伊藤委員	広瀬川の支流には汚れている部分もあるので、清流保全の取組を進めていただきたい。
河川課長	水質保全区域に関しては広瀬川の流域全域を指定し、支流も含めて保全してきている。 今後支流に対してどのように取り組むかは検討していきたい。
近藤委員	資料の中の住民の意見のページについて、とても興味深く読ませていただいた。 景観が良くなるのは、私たちはいいが、実際住む方の負担が一番大きいのではないかと思う。 外から見るだけではなくて、住んでいる方の意見というのも大事であり、その方が負担無く、気持ちよく協力できるような方策として、負担が少なくなるようにアドバイスをしたり、相談に乗ったりするなど、きめ細かく対応していただきたい。
河川課長	その点については、専門委員会でもお話を頂いた。 緑化を住民任せにするのではなく、支援、手助けの部分を仙台市でも考えていきなさいとご意見を頂いている。 今ある制度の拡充に取組んだり、相談の窓口として対応したりしていきたい。
河川課長	本日のご意見をもとに、近日中に、宮城会長に仙台市長の方に答申いただく。 以上で第44回仙台市広瀬川清流保全審議会の一切を終了させていただく。 本日は誠にありがとうございました。

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成 29年 7月 11日

仙台市広瀬川清流保全審議会署名委員

会長 宮城 一郎
 委員 近藤 初音